

土浦市公共施設等再編・再配置計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 公共施設等（本市の公共施設、公用施設その他の本市が所有する建築物その他の工作物をいう。）の再編及び再配置の推進について定める公共施設等再編・再配置計画（次条において「計画」という。）を策定するため、土浦市公共施設等再編・再配置計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に必要な事項の調査及び検討に関すること。
- (2) 計画の立案に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び団体の役職員
- (3) 市議会議員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から第2条に規定する所掌事項が終了する日までとする。

2 前条第2項第2号及び第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、委嘱当時の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（土浦市公共施設等再編・再配置計画検討会議）

第7条 委員会の適正かつ効率的な運営を補佐するため、委員会に土浦市公共施設等再編・再配置計画検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

2 検討会議は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は市長公室を担任する副市長を、副幹事長は他の副市長及び教育長をもって充てる。

4 幹事は、別表に定める職にある者をもって充てる。

5 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、副幹事長のうち他の副市長がその職務を代理する。

6 検討会議の会議は、幹事長が招集する。

7 幹事長は、検討会議の会議の議長となる。

8 幹事長は、必要があると認めるときは、検討会議の会議に副幹事長及び幹事以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 委員会及び検討会議の庶務は、市長公室行革デジタル推進課において処理する。

（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会及び検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（最初の会議）

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は市長が招集し、第5条第1項の規定により委員長を定めるまでの間、会議の議長となる。

（この告示の失効）

3 この告示は、第2条に規定する委員会の所掌事項が終了した日に、その効力を失う。

別表（第7条関係）

市長公室長	総務部長	市民生活部長	保健福祉部長	こども未来部長	
産業経済部長	都市政策部長	建設部長	教育部長	消防長	議会事務局長
政策企画課長	行革デジタル推進課長	財政課長	管財課長		